

熊谷市立江南中学校PTA会則

第1章 名称

第1条 この会は、江南中学校PTAと称し、事務局を同校内に置く。

第2章 目的

第2条 この会は、生徒の幸福と健全な成長を図るために、会員が協力し学校・家庭・社会における教育環境の改善・充実に努めることを目的とする。

第3章 方針

第3条 この会は、会員で組織される自主的民主的団体で前条の目的を達成するために努力する。

- 1 会員相互の理解と親睦をはかり、会員の総意を集めて活動する。
- 2 学校や学区内の教育的環境を整備改善するために努力する。
- 3 会員の様々な研修や教育的関心を高めるために活動を盛んにするよう努める。
- 4 この会と目的を同じにする他の諸団体や機関と協力することもできる。ただし、この会及び会員は特定の政党・宗教に対し、支持したり反対したりしない。
- 5 教育問題等について討議し、また、その活動を助けるため、意見をまとめる参考資料を提出するが、直接学校管理・教育内容や教員の人事には干渉しない。

第4章 会員

第4条 この会の会員は本会の趣旨に賛同する本校の生徒の保護者又はこれに代わるものと教職員により構成され、すべて平等の権利と義務を持つものとする。

第5章 会計

第5条 この会の経費は、会費・その他の収入をもってあてる。会費の額は総会で決定する。

- 1 会計は、一般会計と特別会計とする。
- 2 一般会計とは、会費による収入をいい、特別会計とは事業収入をいう。なお、一般会計及び特別会計は、相互に繰り入れできるものとし、その他、常任理事会に諮り、会の目的に沿って使用することができる。

第6条 会費は、一家庭につき4,000円とする。

第7条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

第6章 役員

第8条 この会には下記の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 若干名
- 3 常任理事（原則各地区1名）
- 4 会計 若干名
- 5 幹事 若干名
- 6 監事 2名
- 7 理事 若干名

第9条 役員任期は原則2年とする。ただし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

第10条 役員選出方法は次の方法による。

- 1 会長・副会長は、会員中から選出し、総会の承認を受けるものとする。
- 2 常任理事は各地区ごとに会員・理事の互選により1名選出し、総会に報告する。
- 3 会計・幹事は、1年生保護者の会員中から6名以上選出し、総会に報告する。
- 4 監事は、会長がこれを委嘱し、総会に報告する。
- 5 理事のうち専任理事は、各地区ごとに会員相互により若干名を選出、学年理事は各学級の会員より2名選出し、会員に報告する。
- 6 各専門委員長1名・副委員長若干名は各専門理事より選出する。
- 7 役員選出方法は立候補、推薦とするが、それでもなお選出されない場合は、抽選により選出する。

第11条 この会は会長の委嘱により、顧問を置くことができる。

第12条 役員任務は次のようなものとする。

- 1 会長はこの会を代表し、会務を総括し会議の議長となり、会務を執行する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時はこれに代わる。
- 3 常任理事は常任理事会を構成し会の運営にあたり、総会に提出する報告書（会計・予算案・決算書・事業計画案・役員書等）を審議作成する。また、年間行事・会務等を審議し、各専門委員会との連絡にあたり、委員会の会議等に参加して計画実行する。
- 4 会計は、この会の会計事務にあたる。

- 5 幹事は、この会の庶務を司る。
- 6 監事は会計の監査のあたり、総会にも報告する。また、常任理事会に出席し意見を述べることはできるが、議決権を持たない。
- 7 理事は専門委員会を組織し、各委員会の委員となり、委員会会議に参加して各委員会の仕事を実行する。また、常任理事会との連絡をとり協議する。さらに、学校と家庭の連絡や、会費の徴収等を行う。

第7章 専門委員会

第13条 この会は第2章の目的達成のため次の委員会を置く。

- 1 校外指導委員会
- 2 環境厚生委員会
- 3 広報委員会
- 4 学年委員会

第14条 委員は次の任務を遂行する。

- 1 校外指導委員会 登下校及び校外生活の指導にあたり、生徒の交通安全を図る。校外指導の協議会・講習会・講演会等に参加する。
- 2 環境厚生委員会 会員及び生徒の保健衛生思想の啓蒙と食生活の改善を図り、学校給食にも側面から寄与する。奉仕作業活動の推進を図る。
- 3 広報委員会 広報等の発行・PTA図書の選定・実態調査・講演会・講習会等に参加し、それを広報を通じて会員に伝える。
- 4 学年委員会 学級、学年懇談会を推進し、生徒の学習生活の向上に努力する。

第8章 総会

第15条 総会は年1回開催し、常任理事会は原則として年3回開かれる。ただし、必要に応じ臨時に開くことができる。

第16条 総会は次のことを行う。

事業報告・決算報告・新年度役員報告承認・会則変更・緊急事項の審議・表彰等。

第9章 付則

第17条 会議の議決は会議役員半数以上の出席をもち、出席実員の多数決とする。可否同数の時は議長がこれを採決する。

第18条 慶弔規定、旅費規定は別に定める。また、必要な規則、規定は会則に反しな

い限り、常任理事会で決めることができる。

第19条 会則の改正は常任理事会で審議し、同意を得て総会に提出する。

第20条 会則の改正は総会において会員半数以上出席し、なお、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。ただし、出席は委任状をもってかえることができる。

第21条 この会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については別に定める個人情報取扱規則に定め適正に運用するものとする。

第22条 本会則は、昭和34年5月2日から施行する。

昭和40年 4月21日一部改正

昭和41年 4月22日一部改正

昭和41年 5月20日一部改正

昭和49年 4月26日一部改正

昭和50年 4月26日一部改正

昭和56年 4月24日一部改正

昭和58年 5月 2日一部改正

昭和60年 1月31日一部改正

昭和61年 4月19日一部改正

平成 7年 4月28日一部改正

平成 8年 5月 2日一部改正

平成18年 5月 2日一部改正

平成19年 5月 2日一部改正

平成23年 5月 1日一部改正

平成28年12月12日一部改正

平成29年 4月22日一部改正

平成31年 4月20日一部改正

令和 2年 5月11日一部改正